

越前町中小企業者等事業継続支援金交付要綱

令和3年10月8日

告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、事業収入が減少している事業者に対し、事業の継続を支援するため、予算の範囲内で越前町中小企業者等事業継続支援金を交付することについて必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 この支援金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、町内に事業所を有する個人事業主又は中小企業者等であること。

(要件)

第3条 前条に規定する支援金の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て備えるものとする。

(1) 福井県中小企業者等事業継続支援金の給付を受けた者であること。

(2) 申請日時時点で事業を継続していること。

(3) 越前町暴力団排除条例(平成23年越前町条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団でないこと。

(支援金額)

第4条 支援金の額は、1事業者につき50,000円とし、1回限りとする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、越前町中小企業者等事業継続支援金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「支援金申請書」という。)に、福井県中小企業者等事業継続支援金の給付を受けたことが分かる通帳の写し、その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出するものとする。

(支援金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の支援金申請書の提出を受けたときは、その適否を審査し、支援金の交付の可否を決定し、越前町中小企業者等事業継続支援金交付決定(不交付)通知書(様式第2号。以下「支援金決定書」という。)により通知し、支援金を交付するものとする。

(支援金の返還等)

第7条 町長は、支援金の交付申請について偽りその他の不正行為があった場合は、支援金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の返還を命ずるものとする。

(申請期間)

第8条 この支援金の交付申請期間は、令和4年1月31日までとする。

(支援金の使途)

第9条 支援金は、事業継続のために使用しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限りその効力を失う。

年 月 日

越前町長 様

住 所
事業所名
代 表 者 印
電 話 番 号

越前町中小企業者等事業継続支援金交付申請書兼請求書

越前町中小企業者等事業継続支援金の交付を受けたいので、越前町中小企業者等事業継続支援金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金交付申請額兼請求額 金 50,000 円

2 添付書類

- (1) 福井県中小企業者等事業継続支援金の給付を受けたことが分かる通帳の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 振込先

金融機関名	本・支店名	種類	口座番号	フリガナ 口座名義人

様式第2号（第6条関係）

指令第 号

住 所

事業所名

代表者名

越前町中小企業者等事業継続支援金交付決定（不交付）通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金については、越前町
中小企業者等事業継続支援金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のと
おり交付の決定をしたので通知します。

年 月 日

越前町長

記

支援金交付決定金額 金 50,000 円